

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 ひまわりっこ

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひまわりっこ（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。（職員と兼務している理事は除く。）
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費等及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 評議員の報酬の額は、無報酬とする。

- 2 役員に対しては、評議員会、理事会への出席等に係る職務執行の対価として報酬を支給する。
- 3 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬額の算定方法)

第4条 役員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員の報酬は、理事会又は評議員会への出席等法人運営のため業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費 用)

第6条 役員等に支払う費用は、別表第2のとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、法人職員旅費規程に基づき旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

- 2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公 表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1. この規程は平成29年 月 日(評議員会の議決日)から施行する。

別表第1 役員の報酬の額（第4条関係）

役職名	報酬の額		
非常勤役員	会議等への出席の都度	1人 一律	10,000円
監事	監査の都度	1人 一律	10,000円
非常勤役員、監事	法人業務のための出勤		10,000円

別表第2 費用（第6条関係）

事項	費用弁償額
出張	職員旅費規程による
その他の職務執行必要経費（研修会参加費、資料代等）	職務執行に必要な額